速 度 取締 り 指 針

野辺地警察署の速度取締り重点

重点路線	区域	規制速度
国道4号	野辺地町(松ノ木平地区から柴崎地区までの間)	50•60km/h
	野辺地町(田名部道地区·有戸地区) 横浜町(吹越地区·家ノ前川目地区)	40•50km/h
国道338号	六ヶ所村(尾駮地区・鷹架地区・平沼地区)	40•50km/h
下北半島縦貫道路	野辺地ICから吹越ICまでの区間	60•70km/h
県道馬門野辺地線	野辺地町家ノ上地区	40km/h

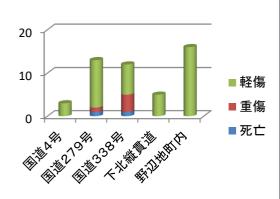
※ 原動機付自転車の規制速度は30km/hです。また、下北縦貫道は走行できません。

重点路線選定理由

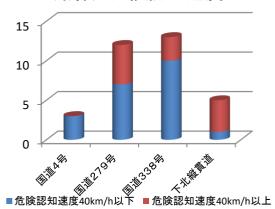
- ▼ 国道4号・国道279号・国道338号・下北半島縦貫道路 交通事故多発路線のため。
- ▼ 県道馬門野辺地線 国道へ通じる路線につき交通量が多く、歩道が整備されていないことから、事故の発生 が懸念されるため。
- ★ 重点路線以外の場所であっても、取締りを実施しています。

野辺地警察署管内における交通事故実態(過去3年・1月~6月)

路線別事故発生状況



路線別危険認知速度



- ▼ **国道279号、国道338号**及び**下北縦貫道**では事故の発生が多く、危険認知速度も高い傾向にあります。
- ※ 危険認知速度とは、運転者が相手を認め、危険を感じたときの速度で、速度が高くなると死亡率が高くなります。

その他の交通指導取締り要点

- 交通事故に直結する交差点関連違反(信号無視・一時不停止・横断歩行者妨害)の取締りや飲酒運転、 無免許運転、妨害運転及び過積載の取締りも強化しています。
- 横断歩道上の安全を確保するため、横断歩道付近における取締りを実施しています。
- 児童生徒の登下校時における安全を確保するため、通学路での取締りやパトカーによる警戒活動を実施しています。
- 後部座席シートベルトの着用率が低調であるため、街頭指導及びシートベルト着用義務違反の取締りを実施しています。